

平成 13 年度公共用水域水質測定結果について

扱い	トタ
----	----

平成 14 年 12 月 25 日（水）
環境省環境管理局水環境部企画課
課長：盛山 正仁（内線6610）
補佐：田熊 秀行（内線6615）
担当：茂木 由夫（内線6624）
森 美則（内線6623）

環境省は、平成 13 年度に国及び地方公共団体が水質汚濁防止法に基づいて実施した、全国の公共用水域水質の測定結果を取りまとめた。

- 1 健康項目 26 項目の環境基準達成率は 99.4% と、ほとんどの地点で環境基準を達成していた。
- 2 生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標である BOD 又は COD でみると、環境基準達成率は、河川で 81.5%、湖沼で 45.8%、海域で 79.3%、全体では 79.5% と前年度とほとんど同じであった。湖沼等の閉鎖性水域においては、環境基準達成率は依然低い状況となっている。
- 3 生活環境項目のうち、全窒素及び全燐の環境基準達成率については、湖沼は 36.7%、海域は 82.1% であった。

水質汚濁防止法に基づき、都道府県知事は、公共用水域の水質の汚濁状況を常時監視することとされており、都道府県ごとに毎年作成される測定計画に従って、国及び地方公共団体が公共用水域水質の測定を行っている。

これは、平成 13 年度に国及び地方公共団体が実施した、公共用水域水質の測定結果の概要を取りまとめたものである。

1. 測定地点数及び検体数

(1) 健康項目 5,686 地点、285,392 検体

(2) 生活環境項目 3,515 水域、8,613 地点、427,854 検体

2. 測定結果の概要

(1) 健康項目の環境基準の達成状況(表1)

健康項目26項目に係る環境基準達成率(測定地点数に対する達成地点数の割合)は、99.4%(前年度99.2%)と、前年度と同様、ほとんどの地点で環境基準を達成していた。

表1 健康項目の達成状況

測定項目	調査対象地点数	環境基準値を超える地点数
カドミウム	4,581	0 (1)
全シアン	4,139	1 (1)
鉛	4,690	3 (8)
六価クロム	4,300	0 (0)
砒素	4,643	17 (16)
総水銀	4,437	0 (0)
アルキル水銀	1,599	0 (0)
P C B	2,454	0 (0)
ジクロロメタン	3,633	0 (4)
四塩化炭素	3,659	0 (0)
1,2-ジクロロエタン	3,627	1 (5)
1,1-ジクロロエチレン	3,639	0 (0)
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,638	0 (0)
1,1,1-トリクロロエタン	3,687	0 (0)
1,1,2-トリクロロエタン	3,641	0 (0)
トリクロロエチレン	3,824	0 (0)
テトラクロロエチレン	3,821	0 (0)
1,3-ジクロロプロパン	3,605	1 (0)
チウラム	3,563	0 (0)
シマジン	3,594	0 (0)
チオベンカルブ	3,594	0 (0)
ベンゼン	3,574	0 (0)
セレン	3,553	0 (0)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4,258	2 (4)
ふっ素	2,973	8 (11)
ほう素	2,771	3 (0)
合計	5,686 (5,724)	34 (47)
環境基準達成率	99.4% (99.2%)	

- (備考)
- ()は平成12年度の数値。
 - ふっ素及びほう素の測定地点数には、海域の測定地点のほか、河川又は湖沼の測定地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。
 - 合計欄の超過地点数は実数であり、同一地点において複数項目の環境基準を超えた場合には超過地点数を1として集計した。なお平成13年度は2地点において2項目が環境基準を超えている。

(2) 生活環境項目の環境基準の達成状況

ア. BOD又はCODの環境基準の達成状況等

達成状況

有機汚濁の代表的な水質指標（河川についてはBOD、湖沼及び海域についてはCOD）に係る環境基準達成率（環境基準類型があてはめられた水域（以下「あてはめ水域」という。）に対する達成水域の割合）は、表2-1のとおりである。

表2-1 平成13年度生活環境項目環境基準達成率

	達成率	あてはめ水域数	達成水域数
全体	79.5% (79.4%)	3,291水域	2,615水域
河川	81.5% (82.4%)	2,544水域	2,074水域
湖沼	45.8% (42.3%)	153水域	70水域
海域	79.3% (75.3%)	594水域	471水域

(備考) 1. 河川についてはBOD、湖沼及び海域はCOD
2. カッコ内は平成12年度

達成率の推移(図2-1)

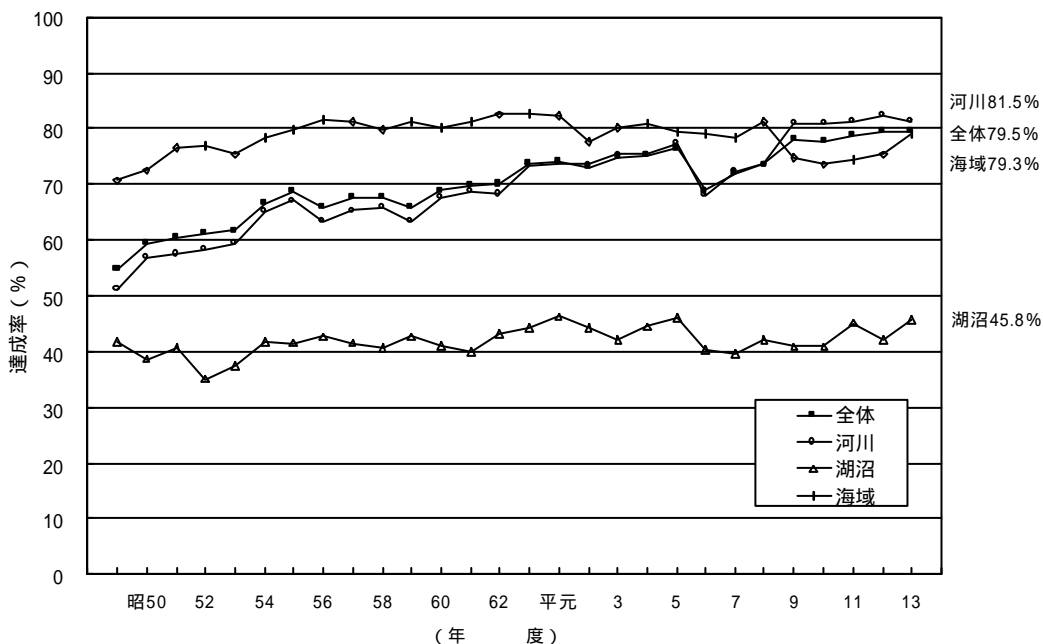
BOD又はCODの環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、測定開始以来わずかずつ上昇し、平成5年度には76.5%に達したが、平成6年度には渇水の影響により68.9%まで低下した。しかしながらその後は、毎年わずかながら向上し、平成13年度は79.5%（過去最高）となっている。

水域群別では、河川のBODの環境基準達成率は、平成5年度には77.3%に達したが、平成6年度には渇水の影響により67.9%まで低下した。その後は再び向上し、平成9年度以降80%台と高く推移している。

湖沼のCODの環境基準達成率は、平成5年度までは若干上昇傾向はみられたものの、平成6年度には渇水の影響により40.6%まで低下した。近年はやや回復の傾向がみられる。

海域のCODの環境基準達成率は、昭和50年代半ば頃から80%前後で推移してきたが、平成9年度以降は河口付近海域の水質悪化等により75%前後となり、平成13年度の達成率は79.3%とやや回復した。

図2-1 生活環境項目(BOD又はCOD)の達成状況の推移



濃度の推移（図2 - 2）

BOD又はCOD濃度の約20年間の推移をみると、河川水質については、20年前（昭和56年度）の3.2mg/L、10年前（平成3年度）の2.4mg/Lと比べ、平成13年度は1.8mg/Lと着実に向上していることが窺える。湖沼については、平成2～10年度には4.0～4.4mg/Lとやや悪化したものの、ここ3年間は大幅に改善しており、平成13年度は3.5mg/Lと平成元年度に並んで最も良好な結果であった。海域については、2.0mg/L以下の横ばいで推移している。

図2 - 2 河川・湖沼・海域におけるBOD又はCODの濃度推移

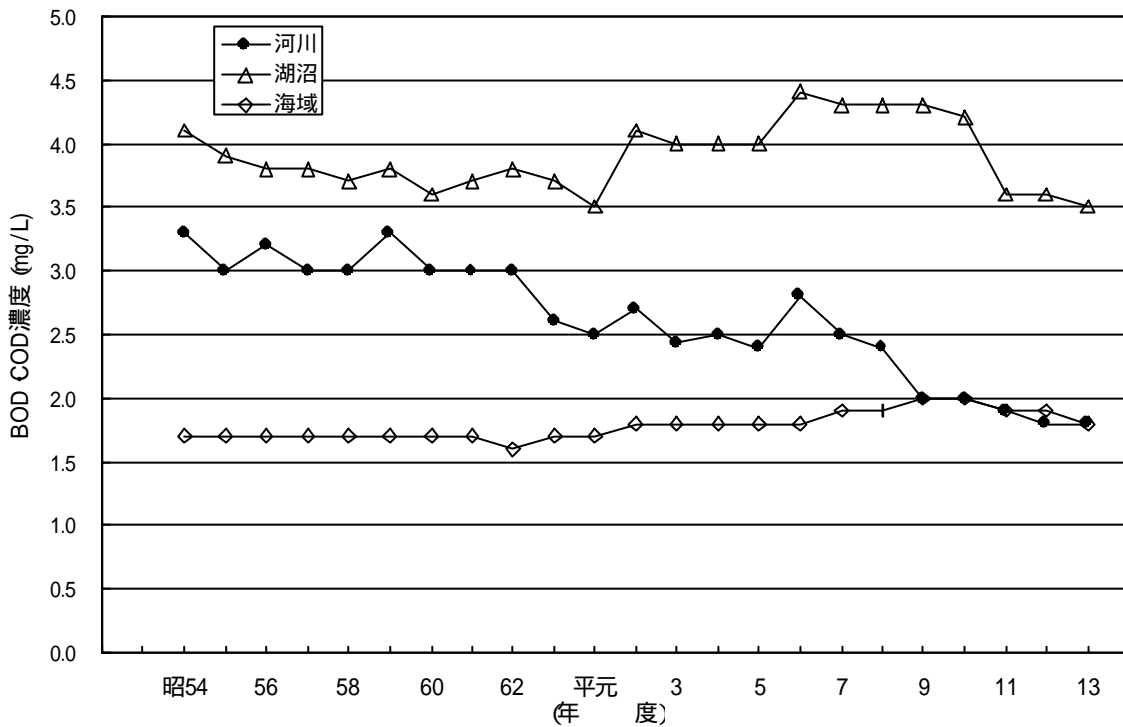


表2 - 2 河川・湖沼・海域におけるBOD又はCODの濃度推移

(単位：mg/L)

年度	昭和	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成
河川(BOD)	3.3	3.0	3.2	3.0	3.0	3.3	3.0	3.0	3.0	3.0	2.6	2.5
湖沼(COD)	4.1	3.9	3.8	3.8	3.7	3.8	3.6	3.7	3.8	3.7	3.7	3.5
海域(COD)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	1.7

年度	平成	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
河川	2.4	2.5	2.4	2.8	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8
湖沼	4.0	4.0	4.0	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	3.6	3.6	3.5
海域	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8

(備考) 環境基準点における年間平均値を用いて算出している。

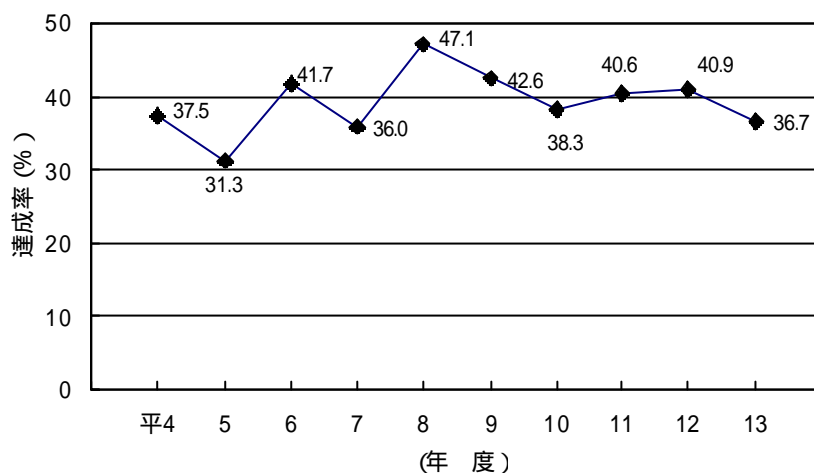
イ．全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

湖沼における全窒素及び全燐のあてはめ水域は79水域であるが、このうち環境基準を達成した水域は29水域で、達成率は36.7%（前年度40.9%）となっており、全窒素及び全燐の環境基準の達成率はなお低い状況にある。

湖沼における全窒素及び全燐の環境基準は昭和57年に定められ、昭和59年度から測定されているが、達成率は、これまで40%前後と低いレベルで推移している。

図2-3 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準達成率の推移

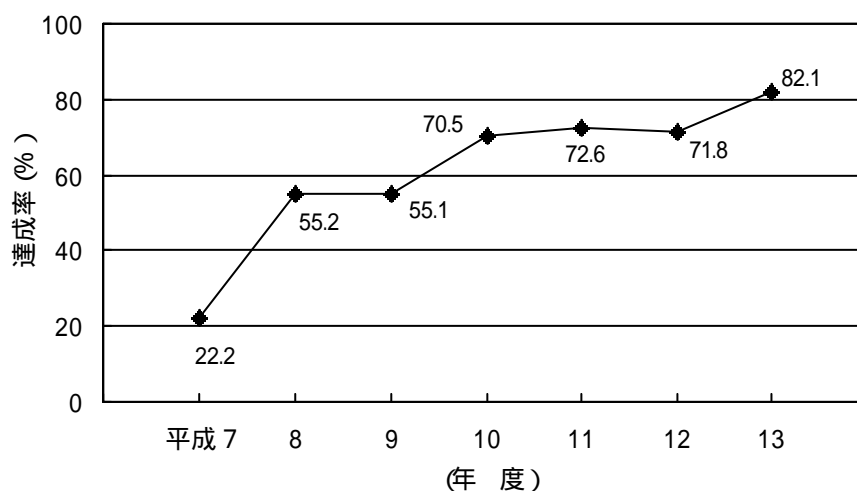


海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

海域における全窒素及び全燐のあてはめ水域は145水域であるが、このうち環境基準を達成した水域は119水域で、達成率は82.1%（前年度71.8%）で、前年度と比べ10.3ポイント上昇した。これは、前年度達成しなかった37水域のうち、20水域が達成したこと等による。

海域における全窒素及び全燐の環境基準が平成5年に定められて以来、あてはめ水域数が年々増加しつつあり、水質の傾向を評価するには難しい面もあるが、水域数が100を超えた平成10年度以降は、70%を超える達成率で推移している。

図2-4 海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率の推移



3. 水質改善対策

(1) 健康項目

健康項目については、これまで水質汚濁防止法による工場・事業場に対する排水規制の強化等により、全国的にはほぼ環境基準を達成している。今後とも、引き続き本測定による公共用水域の水質監視を充実するとともに、その結果を踏まえて環境基準の達成維持に向けた水質保全対策の推進を図ることが必要である。

なお、環境省では、平成5年3月に、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質を「要監視項目」に設定し、都道府県ごとの水質測定計画への位置づけ、委託調査の実施等により知見の収集に努めているところである。

平成13年度の結果では、フェニトロチオン及びモリブデンの2項目については指針値を超過している地点がそれぞれ1地点見られたが、他の項目では指針値超過は見られなかった。

健康項目の見直しについては、現在、中央環境審議会水環境部会において審議中であり、平成13年度の水質測定結果も参考に検討を進める予定である。

(2) 生活環境項目

生活環境項目については、水質汚濁防止法に基づく排水規制や下水道等の排水処理施設の整備等が推進されてきている。有機汚濁（BOD又はCOD）や、それと密接に関わる全窒素及び全燐による水質汚濁の改善が必要な状況にある。このため、閉鎖性3海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）については、水質汚濁防止法に基づき、昭和54年以来4次にわたって実施されてきたCODの総量規制に加え、平成16年度を目標年度とする第5次総量規制において、総量規制の対象として新たに窒素及び燐を追加したところである。また、湖沼水質保全特別措置法に基づき、琵琶湖、霞ヶ浦等の10の指定湖沼について総合的な水質保全対策が実施されている。

さらに、平成12年6月の浄化槽法の改正により、平成13年4月以降、新たに設置される浄化槽は、原則として合併処理浄化槽とすることが義務づけられており、生活排水による水質汚濁の改善効果が期待されるところである。

本公表資料は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/> に掲載されます。

(参考1) 生活環境項目(BOD又はCOD)の環境基準達成率の推移

水域	年度													
	昭和49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
河川	51.3	57.1	57.6	58.5	59.5	65.0	67.2	63.3	65.3	65.9	63.4	67.7	68.6	68.3
湖沼	41.9	38.6	40.7	35.2	37.6	41.8	41.6	42.7	41.7	40.8	42.7	41.2	40.0	43.1
海域	70.7	72.4	76.4	76.9	75.3	78.2	79.8	81.6	81.3	79.8	81.3	80.0	81.2	82.6
東京湾	44	44	67	61	61	61	61	61	61	61	61	61	63	63
伊勢湾	47	53	47	47	53	53	53	59	41	53	47	47	59	47
瀬戸内海	67	69	72	73	75	76	72	81	81	81	81	81	78	80
(大阪湾)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(75)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)
その他	77	77	81	81	77	82	85	84	84	81	81	82	84	86
全体	54.9	59.6	60.6	61.2	61.7	66.7	68.7	66.0	67.5	67.7	66.1	69.0	69.9	70.1
水域数	1,927	2,394	2,586	2,769	2,814	2,866	2,913	2,935	2,982	3,009	3,044	3,052	3,061	3,070

水域	年度													
	昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
河川	73.3	73.8	73.6	75.4	75.4	77.3	67.9	72.3	73.6	80.9	81.0	81.5	82.4	81.5
湖沼	44.2	46.3	44.2	42.3	44.6	46.1	40.6	39.5	42.0	41.0	40.9	45.1	42.3	45.8
海域	82.7	82.4	77.6	80.2	80.9	79.5	79.2	78.6	81.1	74.9	73.6	74.5	75.3	79.3
東京湾	63	63	63	63	74	63	63	63	63	63	63	63	63	68
伊勢湾	65	53	59	59	53	65	47	56	56	44	44	50	56	56
瀬戸内海	81	78	75	78	78	72	76	75	78	75	76	75	76	74
(大阪湾)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)
その他	85	86	80	83	84	84	86	82	84	77	74	76	76	83
全体	73.9	74.3	73.1	75.0	75.2	76.5	68.9	72.1	73.7	78.1	77.9	78.7	79.4	79.5
水域数	3,083	3,092	3,103	3,123	3,149	3,147	3,170	3,181	3,231	3,244	3,258	3,270	3,274	3,291

- (備考) 1. 河川はBOD、湖沼及び海域はCOD
 2. 達成率(%) = (達成水域数 / あてはめ水域数) × 100

(参考2) 河川・湖沼・海域におけるBOD又はCODの濃度推移

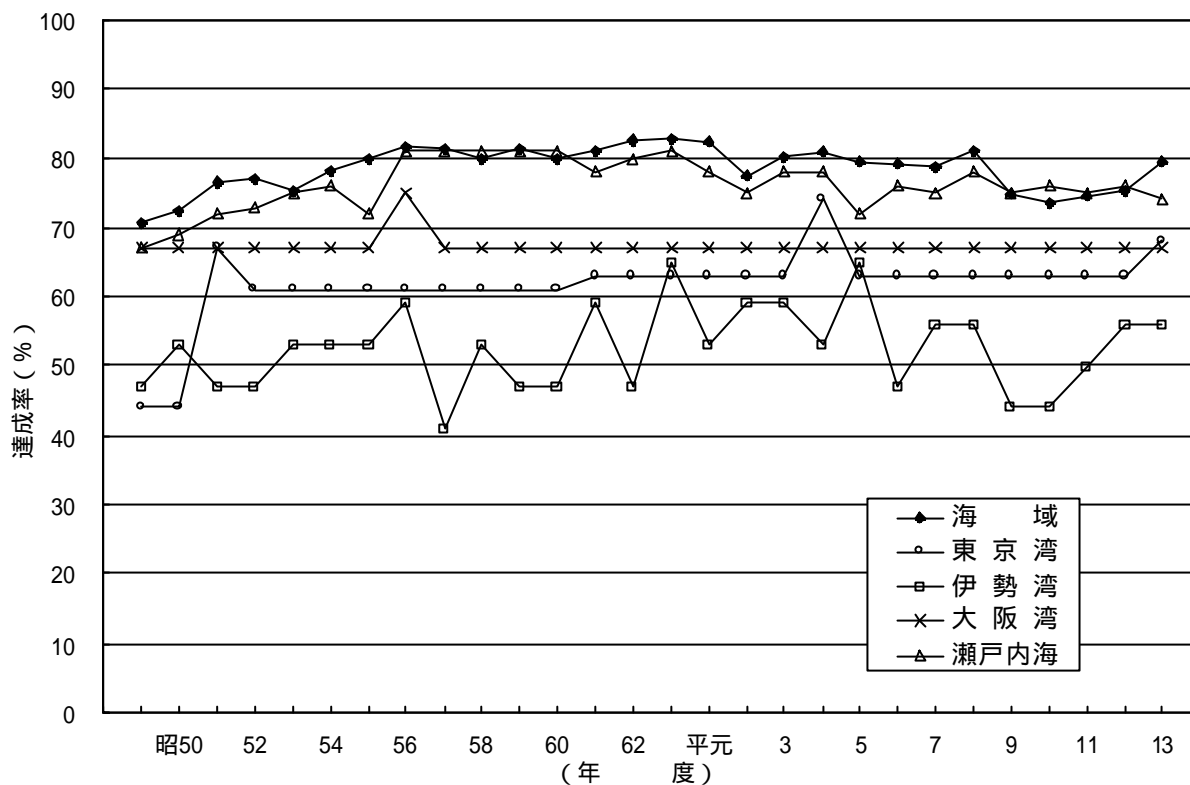
(単位: mg/L)

類型	年度											平成	
	昭和54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	
河川(BOD)	3.3	3.0	3.2	3.0	3.0	3.3	3.0	3.0	3.0	2.6	2.5	2.7	
湖沼(COD)	4.1	3.9	3.8	3.8	3.7	3.8	3.6	3.7	3.8	3.7	3.5	4.1	
海域(COD)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	1.7	1.8	

類型	年度										
	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
河川	2.4	2.5	2.4	2.8	2.5	2.4	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8
湖沼	4.0	4.0	4.0	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	3.6	3.6	3.5
海域	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8

(備考) 環境基準点における年間平均値を用いて算出している。

(参考3) 三海域の環境基準(COD)の達成率の推移



(参考) 水質総量規制について

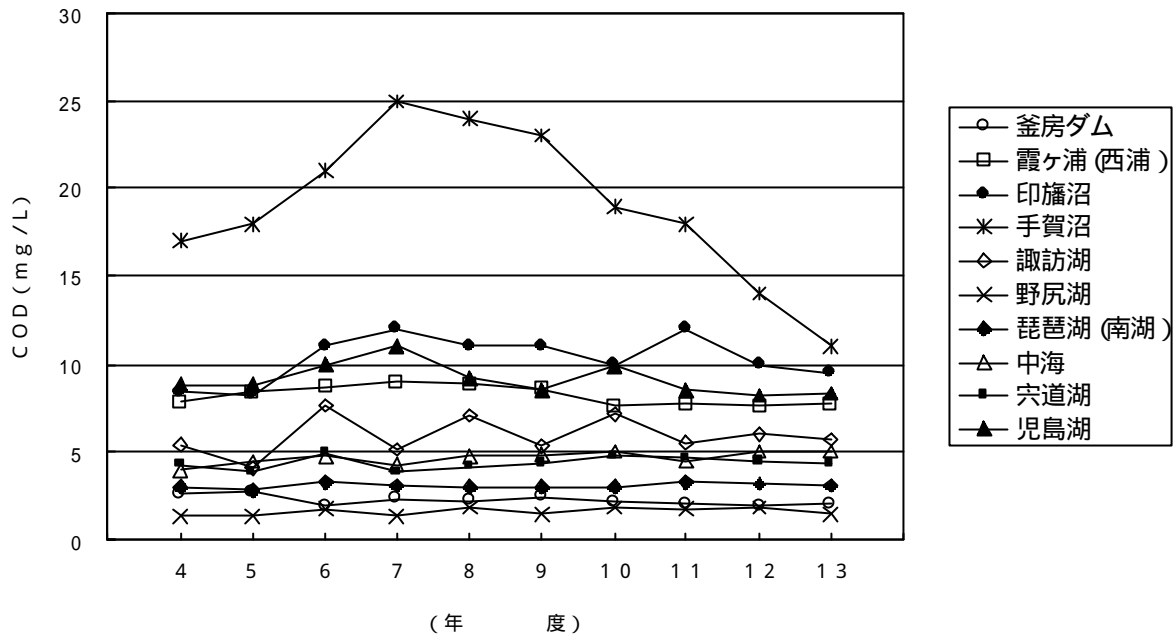
昭和53年の水質汚濁防止法等の改正により、広域的な閉鎖性海域のうち、排水の濃度規制では環境基準を維持達成することが困難な海域(指定水域)を対象に、当該水域に流入する汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制を制度化した。

これにより、昭和54年以来、5年ごとに4次にわたり、CODについて東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象に汚濁負荷量の削減を図ってきた。また、平成16年度を目標年度とする第5次総量規制では、CODのみならず、窒素及び燐についても汚濁負荷量の削減を図ることとした。

総量規制では、まず環境大臣が総量削減基本方針で指定水域ごとに汚濁負荷量の削減目標量、目標年度等を定め、これに基づき都道府県知事が総量削減計画でその都道府県内の発生源別の削減目標量及びその達成の方途等の事項を定める。その計画に基づき、下水道の整備等各種生活排水処理施設の整備、工場・事業場に対する総量規制基準による規制、教育・啓発等の所要の対策を実施することとしている。

平成16年度を目標年度とする第5次総量規制の実施によって、CODの汚濁負荷量は平成11年度の概ね93%(東京湾92%、伊勢湾92%、瀬戸内海94%)、窒素の汚濁負荷量は平成11年度の概ね96%(東京湾98%、伊勢湾96%、瀬戸内海95%)、燐の汚濁負荷量は平成11年度の概ね93%(東京湾91%、伊勢湾92%、瀬戸内海94%)程度に削減することを目標としている。

(参考4) 指定湖沼の水質状況 (COD年間平均値)



(参考) 指定湖沼について

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、河川や海域に比べて環境基準の達成率が低い。また、富栄養化に伴い、各種の利水障害が生じている。このような湖沼の水質汚濁の原因は、湖沼の集水域で営まれる諸産業から、人々の日常生活に至るまで多岐にわたっている。湖沼水質保全のためには、従来からの水質汚濁防止法による規制だけでは十分でないこと等にかんがみ、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法が制定され、昭和60年3月から施行されている。

同法に基づく指定湖沼は、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、利水状況、汚濁の推移等から水質保全施策を総合的に講ずる必要があると認められる湖沼について、指定することができるものとなっている。

これまでに、琵琶湖、霞ヶ浦等の10湖沼が指定湖沼として指定され、策定された湖沼水質保全計画に基づき各種施策が実施されている。湖沼水質保全計画の内容は、水質の保全に関する方針、下水道の整備等水質の保全に資する事業、工場排水及び生活排水等各種汚濁源に対する規制その他の措置、その他水質保全のために必要な措置等となっている。

(参考5) 湖沼・海域における全窒素及び全燐の達成状況

(1) 湖沼における全窒素及び全燐の達成状況の推移

項目		年度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	平4
全窒素	あてはめ水域数		3	7	15	17	21	22	22	22	22
	達成水域数		0	1	2	2	1	3	3	1	1
	達成率(%)		0	14.3	13.3	11.8	4.8	13.6	13.6	4.5	4.5
全燐	あてはめ水域数		3	17	31	37	42	45	47	48	48
	達成水域数		0	9	17	16	16	17	24	17	23
	達成率(%)		0	52.9	54.8	43.2	38.1	37.8	51.1	35.4	47.9
全窒素・全燐	あてはめ水域数		3	17	31	37	42	45	47	48	48
	達成水域数		0	8	15	15	13	16	20	14	18
	達成率(%)		0	47.1	48.4	40.5	31.0	35.6	42.6	29.2	37.5

項目		年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13
全窒素	あてはめ水域数		22	22	23	24	25	27	28	28	34
	達成水域数		1	1	1	3	3	3	2	2	2
	達成率(%)		4.5	4.5	4.3	12.5	12.0	11.1	7.1	7.1	5.9
全燐	あてはめ水域数		48	48	50	51	54	60	64	66	79
	達成水域数		19	23	24	27	25	25	30	31	35
	達成率(%)		39.6	47.9	48.0	52.9	46.3	41.7	46.9	47.0	44.3
全窒素・全燐	あてはめ水域数		48	48	50	51	54	60	64	66	79
	達成水域数		15	20	18	24	23	23	26	27	29
	達成率(%)		31.3	41.7	36.0	47.1	42.6	38.3	40.6	40.9	36.7

- (備考) 1. 全窒素及び全燐の環境基準が適用される水域については、全窒素及び全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とした。
 2. 全燐のみ環境基準が適用される水域については、全燐が環境基準を満足している場合に達成水域とした。
 3. 湖沼については、全窒素のみ環境基準を適用する水域はない。
 4. 湖沼の全窒素及び全燐は昭和59年度から測定が開始された。

(2) 海域における全窒素及び全燐の達成状況の推移

項目		年度	平成7	8	9	10	11	12	13
全窒素	あてはめ水域数		9	29	49	112	124	131	145
	達成水域数		2	20	33	83	96	101	128
	達成率(%)		22.2	69.0	67.3	74.1	77.4	77.1	88.3
全燐	あてはめ水域数		9	29	49	112	124	131	145
	達成水域数		4	16	32	94	107	112	127
	達成率(%)		44.4	55.2	65.3	83.9	86.3	85.5	87.6
全窒素・全燐	あてはめ水域数		9	29	49	112	124	131	145
	達成水域数		2	16	27	79	90	94	119
	達成率(%)		22.2	55.2	55.1	70.5	72.6	71.8	82.1

- (備考) 1. 全窒素及び全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とした。
 2. 海域については、全窒素のみ又は全燐のみ環境基準を適用する水域はない。
 3. 海域の全窒素及び全燐は平成7年度から測定が開始された。

(参考6) BOD / COD上位水域(ベスト5)

(1) 河川 (BOD、mg / L)

平成13年度				平成12年度			
順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値	順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値
1	とまこまいほるないがわ 苦小牧幌内川上流	北海道	< 0.5	1	れきふねがわ 歴舟川下流	北海道	< 0.5
"	とまこまいがわ 苦小牧川上流	北海道	< 0.5	2	きたみほるべつがわ 北見幌別川下流(2)	北海道	0.5
"	こあらかわ 小荒川上流	青森県	< 0.5	"	ひろあがわ 広尾川上流(2)	北海道	0.5
4	あきがわ 安芸川	高知県	0.5	"	なちがわ 那智川	和歌山県	0.5
"	しゅうしがわ 舟志川	長崎県	0.5	"	いちののばし (市野々橋から下流)		
				"	きたがわ 北川上流	宮崎県	0.5

(2) 湖沼 (COD、mg / L)

平成13年度				平成12年度			
順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値	順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値
1	くつたらこ 倶多楽湖	北海道	0.6	1	しこつこ 支笏湖	北海道	0.7
2	いなこ 猪名湖	長野県	1.5	2	いけはらこ 池原ダム湖	奈良県	1.0
3	いわみ 岩見ダム	秋田県	1.6	3	しかりべつこ 然別湖	北海道	1.5
"	さるたに 猿谷ダム湖	奈良県	1.6	4	ありみね 有峰ダム貯水池 (有峰湖)	富山県	1.6
5	ありみね 有峰ダム貯水池 (有峰湖)	富山県	1.8	5	さるたに 猿谷ダム湖	奈良県	1.7

生活環境項目に係る環境基準を全て満足している水域のうち、
BOD / CODの年間平均値が低い水域から順位を付した。

(参考7) BOD / COD高濃度水域(ワースト5)

(1) 河川 (BOD、mg/L)

平成13年度				平成12年度			
順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値	順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値
1	はるきがわ 春木川	千葉県	1.8	1	べんてんがわ 弁天川	香川県	1.9
2	べんてんがわ 弁天川	香川県	1.7	2	こくぶがわ 国分川	千葉県	1.7
3	かしいがわ 櫛井川下流	大阪府	1.5	3	ふるうがわ 不老川	埼玉県	1.6
4	こくぶがわ 国分川	千葉県	1.4	〃	はるきがわ 春木川	千葉県	1.6
〃	みでがわ 見出川	大阪府	1.4	〃	ひがしよけがわ 東除川	大阪府	1.6
〃	にしよけがわ 西除川(2)	大阪府	1.4				

(2) 湖沼 (COD、mg/L)

平成13年度				平成12年度			
順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値	順位	あてはめ水域名	都道府県名	年間平均値
1	さなるこ 佐鳴湖	静岡県	1.2	1	てがぬま 手賀沼	千葉県	1.4
2	てがぬま 手賀沼	千葉県	1.1	2	さなるこ 佐鳴湖	静岡県	1.2
3	いんばぬま 印旛沼	千葉県	9.5	3	いんばぬま 印旛沼	千葉県	1.0
4	はるとりこ 春採湖	北海道	9.2	4	ながぬま 長沼	宮城県	9.6
5	いずぬま 伊豆沼	宮城県	8.8	5	ひぬま 酒沼	茨城県	9.5
〃	はちろうこ 八郎湖	秋田県	8.8				
〃	あぶらがふち 油ヶ淵	愛知県	8.8				

BOD / CODの年間平均値が高い水域から順位を付した。

(参考8) 平成13年度要監視項目測定結果について

(1) 公共用水域における要監視項目の指針値超過状況(平成13年度)

項目名	河 川			湖 沼			海 域			調査自治体数
	調査地点数	超過地点数	超過率(%)	調査地点数	超過地点数	超過率(%)	調査地点数	超過地点数	超過率(%)	
クロロホルム	765	0	0	37	0	0	130	0	0	39
トリス-1,2-ジクロロエチレン	754	0	0	37	0	0	108	0	0	39
1,2-ジクロロプロパン	738	0	0	37	0	0	108	0	0	38
p-ジクロロベンゼン	736	0	0	37	0	0	108	0	0	38
イソキサチオン	833	0	0	33	0	0	91	0	0	38
ダイアジノン	842	0	0	33	0	0	91	0	0	38
フェニトロチオン(MEP)	904	1	0.1	38	0	0	91	0	0	39
イソプロチオラン	872	0	0	38	0	0	91	0	0	39
オキシ銅(有機銅)	764	0	0	30	0	0	72	0	0	36
クロロタロニル(TPN)	842	0	0	32	0	0	91	0	0	37
プロピザミド	812	0	0	32	0	0	91	0	0	37
EPN	1,231	0	0	60	0	0	192	0	0	41
ジクロルボス(DDVP)	816	0	0	32	0	0	91	0	0	38
フェノブカルブ(BPMC)	827	0	0	32	0	0	91	0	0	37
イプロベンホス(IBP)	856	0	0	38	0	0	91	0	0	38
クロルニトロフェン(CNP)	867	-	-	35	-	-	91	-	-	38
トルエン	729	0	0	36	0	0	112	0	0	38
キシレン	730	0	0	36	0	0	112	0	0	38
フタル酸ジエチルヘキシル	619	0	0	34	0	0	93	0	0	35
ニッケル	917	-	-	42	-	-	138	-	-	38
モリブデン	621	1	0.2	33	0	0	102	0	0	35
アンチモン	667	-	-	39	-	-	96	-	-	36

(注) 1 平成13年度に都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果及び環境省委託調査により測定された結果を取りまとめたものである。
 2 評価は年間平均濃度による

(2) 公共用水域における要監視項目の指針値超過状況 (平成 6 ~ 12 年度)

項目名	河 川			湖 沼			海 域			調査自治体数
	調査地点数	超過地点数	超過率 (%)	調査地点数	超過地点数	超過率 (%)	調査地点数	超過地点数	超過率 (%)	
クロロホルム	4,109	1	0.0	190	0	0	915	0	0	46
トリス-1,2-ジクロロエチレン	4,005	0	0	190	0	0	903	0	0	46
1,2-ジクロロプロパン	4,030	0	0	192	0	0	903	0	0	46
p-ジクロロベンゼン	4,027	0	0	190	0	0	903	0	0	46
イソキサチオン	4,478	1	0.0	156	0	0	721	0	0	46
ダイアジノン	4,488	0	0	157	0	0	720	0	0	46
フェニトロチオン (M E P)	4,671	1	0.0	168	0	0	721	0	0	46
イソプロチオラン	4,446	0	0	166	0	0	720	0	0	46
オキシ銅 (有機銅)	4,111	0	0	140	0	0	617	0	0	45
クロロタロニル (T P N)	4,509	0	0	153	0	0	719	0	0	46
プロピザミド	4,305	0	0	153	0	0	719	0	0	46
E P N	9,746	0	0	783	0	0	2,325	0	0	47
ジクロロバス (D D V P)	4,340	0	0	155	0	0	719	0	0	46
フェノブカルブ (B P M C)	4,417	0	0	153	0	0	719	0	0	46
イプロベンホス (I B P)	4,471	4	0.1	168	0	0	733	0	0	46
クロロニトロフェン (C N P)	4,835	-	-	178	-	-	720	-	-	47
トルエン	4,031	0	0	190	0	0	922	0	0	46
キシレン	4,035	0	0	190	0	0	921	0	0	46
フタル酸ジエチルヘキシル	3,149	0	0	132	0	0	724	0	0	45
ニッケル	4,099	-	-	144	-	-	661	-	-	44
モリブデン	3,432	4	0.1	149	0	0	750	0	0	45
アンチモン	3,348	-	-	146	-	-	585	-	-	44

(注) 1 平成6~12年度に都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果及び環境省委託調査により測定された結果を取りまとめたものである。
 2 評価は年間平均濃度による